気軽にビミナール

vol.46

平成25年度税制改正 税理士 土屋 進

平成25年度の税制改正はたくさんありますが、その中で注目する改正を挙げてみました。

1. 所得拡大促進税制

- ・青色申告法人が、国内従業員(役員等を除く)に給与等を支 給する場合に、給与等の支給額を5%以上増額させた場合、そ の増加額の10%を税額控除できる
- ①給与等支給総額が、前事業年度の給与等総額より5%以上増加していること
- ②給与等支給総額が前事業年度を下回らないこと
- ③平均給与等総額が前事業年度を下回らないこと
- 例) 従業員の給与総額を100万円増加した場合 従業員10人→10人

給与総額1000万円→1100万円

- · 增加割合 100万円 / 1000万円=10%≥5%
- ·平均給与 100万円<110万円
 - →100万円×10%=10万円税金を控除できる
- ※平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始される 各事業年度に適用される

2. 相続税の基礎控除の縮小

- ■改正前 (5,000万円+1,000万円×法定相続人の数) の額まで 相続税がかかりませんでした。
 - 例) 夫(死亡)、妻、子供2人

5.000万円+1.000万円×3人=8.000万円

- ■改正後(3,000万円+600万円×法定相続人の数) となり、上記例は
 - 3.000万円+600万円+3人=4.800万円

例えば相続財産が6,000万円あった場合、今までは相続税がかからなかったのに、これからは相続税が発生してしまうということです。 ※平成27年1月1日以降の相続から適用されます。

3. 教育資金一括贈与の非課税特例

子・孫 (30歳未満) の教育資金の充てるため、その直系尊属 が金銭等を支出し金融機関等に信託等をした場合、受贈者1人 つき1.500万円までは、贈与税が非課税とされる。

(贈 与 者) 直系尊属…祖父母

- (受贈者)30歳未満の直系卑属…子・孫・ひ孫等
- (財産)金銭等1,500万円まで。学校等以外500万円
- (範囲)学校等に支払われる入学金その他の金銭等学校等以外に支払われる金銭等のうち一定のもの
- (申 告)教育資金非課税申告書を金融機関経由で提出
- (払出確認) 払い出した金銭を教育資金の支払いに充当したこと を証する書類を金融機関に提出
- →金融機関はこれを確認し、記録し、書類等を受贈者が30歳に 達した日の翌年3月15日後6年を経過する日まで保存

※平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に拠出する ものに適用される

4. 印紙税非課税記載金額の引き下げ

- ・金銭または有価証券の受取書の添付する印紙税(収入印紙)の規定が、記載金額が5万円未満(改正前3万円未満)のものには、印紙税(収入印紙)が課されないことになりました。
- ※平成26年4月1日以後の作成される受取書 (領収証等) から 適用されます。

5. その他

- ①消費税
 - ・平成26年4月1日から平成27年9月30日まで → 8%
 - ·平成27年10月1日以後

→ 10%

- ②法人税
 - ・中小企業の接待交際費を800万円まで全額損金算入できる ことになりました

例)800万円の交際費

(改正前) 600万円×90%=540万円

…損金算入できる金額

(800万円-600万円)+600万円×10%

=260万円…損金不算入額

(改正後)800万円全額損金算入できる。

800万円を超える部分が損金不算入とされる。

- ※平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する 各事業年度
- ③税率の改正
 - (所得税) 課税所得4,000万円超について45%の税率が設け られました
 - →平成27年以降の所得税から適用される
 - (相続税) 最高税率が55%に引き上げられるとともに、税率区分が6段階から8段階になりました。
 - →平成27年1月1日以降から適用
 - (贈与税) 最高税率が55%引き上げられるとともに税率区分が 8段階になりました。
 - →平成27年1月1日以降から適用

その他の改正や詳細については、顧問されている会計事務所等にお問い合わせください。



税理士法人土屋会計事務所

〒437-0027 袋井市高尾町7-8 TEL.0538-43-8201 FAX.0538-43-8202

◀執筆して頂いた 土屋 進さん